	委員意見(第1回開催)
まちづくり基本条例全般について	 ・条例の運用ができているかどうかは別にして、すごくわかりやすい、よくできているなと思う。そんなに条文を変えなくてもいろいろなところで運用できているのではと思った。 ・協働のまちづくりということで言うと、今回商工会青年部さんとの協働により約1万人が集まる事業を開催させていただいた。毎年いろいろな事業をしているが、この条例において特に見直すというよりも、もっと実践的にやっていかないといけないと思った。 ・野洲市まちづくり基本条例をどう市民の皆さんにPRしていくのか具体的に考えてはどうか。

委員からの提案

1. 前文、第1条(目的) および第27条(この条例の位置付け) に関連して

同基本条例は、第27条において、その最高規範としての位置付けが謳われているにもかかわらず、同条例の存在そのものが広く市民に知られているとは言い難い現状である。存在が知られていないのであれば、当然のことながら、「基本条例をもつ野洲市」としての意義も、認識されているとは言い得ない状況であろう。また、市職員や市議会議員においては、一般市民以上に同基本条例を意識した姿勢をもって、日々の業務に当たらねばならないはずであるが、市民にとって、その姿勢が実感のもてるものとは未だなっていないようにも思われる。

したがって、既に施行されている基本条例を、身近なものにするための取り組みが必要である。その具 体例を挙げる。

- ① 「市長、議員、特別職はじめ職員は、就任にあたり、日本国憲法とともに野洲市まちづくり基本条例 を遵守して職務に当たることを宣誓します」。これを、第27条に第2項を起こして、明記すべきと考える。
- ② 同条例の前文を抜粋して、市役所等の公共施設に掲示する。
- ③ 野洲市の広報誌やHPで、同条例の前文の一部を明示し、「基本条例をもつ野洲市」とその意義を広報する。
- ④ まちづくりにかかわるイベント等において、同条例の前文の一部を、参加者や主催者が朗読する。

2. 第12条(市議会の役割)に関連して

野洲市議会基本条例が、昨年9月議会において議決している。その施行後には、市議会の役割は、同議会基本条例に基づくものとなるため、まちづくり基本条例第12条を、それに応じた表現に改める必要があるのではないか。

委員意見(第2回開催)

- ・どのような形での明記が必要か、今後検討する必要がある。
- ・教育は大切。野洲市は人権と環境を基本にまちづくりを進めるということを基本に掲げている。人権や 環境の学習の中でこの条例のことも取り上げるよう申し入れをし、検討していただくこととなった。(野 洲小学校を考える会において依頼。)
- ・条例がどのように施策に反映されているか、行政に目を利かせられる組織をどうつくりあげていくかということも議論が大切。
- ・まちづくり基本条例を検索するのに何回もクリックしないとたどりつけない。最高規範であるまちづく り基本条例は重要なものなのでトップページにもってくるなど見やすくする工夫が必要。

・お気づきの点あれば改めて出していただきたい。(委員長)

3.「第4章 みんなに必要な情報」に関連して

情報公開が進む一方で、個人情報保護の名のもとに、「基本的な地域情報」が入手しづらい状況となっており、市民と行政、市民と市民が、協働に不可欠な情報を共有する上での妨げとなる場合もあるようである。その典型が名簿の作成であろう。個人情報保護に過敏になるあまり、地域の結びつきの基本とも言える、良い意味での「おせっかい」が排除されてしまっているようにも思う。

したがって、第15条乃至第18条を改めて吟味するとともに、「おせっかい」復活の手立てを講じる必要がある。例えば、箕面市では「ふれあい安心名簿条例」を制定しており、参考とすべきところがあるように思う。

4. 第20条(参加機会の保障)に関連して

同条第1項では、市主催会議の「原則公開」が明記されているが、ほとんどの審議会・委員会は、市民にとっての実質的な公開が担保されていない。なぜなら、開催日時・場所・議案が、事前に公表されていないからである。したがって、同条第1項を、次のとおり改める必要がある。

「市の主催する会議は、原則として公開します。市は、公開する会議の開催日時・場所・議案を、事前に広報します。」

また、平成22年5月1日現在、野洲市の審議会・委員会の数は、約70であるが、その内、同条第3項に基づく委員公募が実施されているのは10の審議会・委員会に過ぎない。各審議会・委員会で委員公募が実施できるように、関連条例および規則等を、順次改正しなければならない。その上で、「公募の原則」に従えない審議会・委員会は、その理由を市民に対して明らかにする必要がある。

さらにもう一点は、「総合計画」をはじめとする市政の基本計画策定に、市民がどのように参加できるのかが、明らかになっていない。野洲市議会基本条例第11条にならって、市民がその策定に参加できる計画を列挙し、参加方法を明示すべきである。例えば、同条第4項を第5項に繰り下げ、第4項を次のとおり追加する。

- 「4 市は、市政の各分野における政策および施策の基本的な方向性を定める、次の計画を策定する際には、当該公募委員の多数採用、意見交換会の開催等により、市民参加を積極的に求めます。
 - ①総合計画 ②国土利用計画 ③人権施策基本計画 ④次世代育成支援行動計画 ⑤ほほえみ やす21健康プラン ⑥都市計画マスタープラン ⑦環境基本計画 ⑧教育振興基本計画」

第20条に関して、市民にとっての「参加機会の保障」を実現するには、以上に述べた3点が基本となるが、市民との協働を進めるには、市の行政がこれだけの審議会・委員会・計画によって執り行われている事実を、いろいろな場面で広報していく必要がある。そうでなければ、委員公募をしても、応募市民がいないという結果となってしまうであろう。

- ・自治会を預かっている中でも、個人情報の取り扱いが少し行き過ぎているのではと思うところはある。
- ・各種の市民活動の中で名簿が必要な場合、個人情報保護ということでできないというのは過敏といわざ るを得ない。
- ・共生のまちづくりを推進していこうとすればするほど隣近所のことを分からなければ共生は難しい。
- ・地域の防災を考えた場合一定の情報の開示が無ければできない。ここでいう地域情報(家族構成(寝たきりや障がいのある方がおられるとか、一人暮らしなど))というのは、そういったことを想定している。
- ・住民が生活する上において基本的な情報を自治会や民生委員に知らせてもらってこそ、きちっとしたま ちづくりができていくのではないか。
- ・知らせる手段として、広報紙やホームページがある。広報紙は月 1 回の発行になり、情報の量や伝達の 面で制約が大きくなった。一方ホームページは即時性等はあるが見られない人も多い。
- ・各種委員会等が原則公開となっているが、その情報を得る手段が難しい。ホームページでそれらがまとめて分かるような工夫が必要。
- ・会議日程等が直前まで決まらないという時でも、市役所のボードに今日ある会議の名称等を書くことで 少なくとも当日の朝には分かる。今後審議会や委員会に市民の関心が高まり、また公募委員としてとし て参加するようになり傍聴意識も高まっていけば、そういった周知の方法もある。
- ・原則公開はよいが、委員から見ればその場で発言しづらいということもあるのではないか、そういう視 点も必要。
- ・全戸配布の方法は、新聞折込より自治会経由のほうが周知図れるのではないか。ただし、自治会の中で しっかり配布・回覧されているか再度自治会でも確認することが必要。

5. 第22条(住民投票)に関連して

同条第3項にもとづき、平成21年12月議会において、野洲市住民投票条例が議決されているが、その策定プロセスでは、市民参加が十分に実現されたものとはなっていなかった。その結果、市民のみで住民投票実施を請求する要件は、「投票資格者総数の4分の1以上の署名」という、高いハードルになっている。今後、野洲市政において、発生すると予想できる重要事項については、市長が発議者となって、住民投票を必ず実施するように改める必要がある。

第22条に第4項を、次の内容で追加する。

- 「4 前項にかかわらず、次の事項に関しては、市長は住民投票を行います。
 - ①合併・分割、その他市域の変更をともなう場合
 - ②市民を納税者とする税目を新設する場合
 - ③別に条例で定める一定額を超える起債を行う場合」
- 6. 第29条 (野洲市まちづくり基本条例推進委員会) に関連して

平成19年1月に、「野洲市まちづくり基本条例検討委員会(以下、検討委員会という)」から市長に対して提案された原案においては、同条は4項から構成されていたのであるが、同年6月議会において同条第3項が削除されて3項構成となった。また、第2項第3号も削除された。

市民で構成される検討委員会の原案では、「野洲市まちづくり基本条例推進委員会(以下、推進委員会という)」は、市長から諮問を受けたときだけ設置されるのではない常設の委員会となっていた。それにもかかわらず、市議会は、市民提出原案の趣旨に反して、推進委員会を常設ではない諮問委員会にしてしまったのである。

推進委員会を常設とする必要性は、第28条(継続的な改善)および第30条(条例の見直し)の趣旨からも明らかであり、現行の第29条によって、市民からの提案の道が閉ざされた状態になっている。

したがって、第29条を原案の構成・内容に復帰させる。さらに、同条例の制定以降、「野洲市住民投票 条例」および「野洲市まちづくり寄附条例」が制定されているため、推進委員会での審議対象条例を、こ の3条例として、第2項乃至第4項を、次のとおり改める。

- 「2 委員会は、市長の諮問に応じ、野洲市まちづくり基本条例、野洲市住民投票条例および野洲市ま ちづくり寄附条例に関して、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。
 - ①この3条例の適切な運用に関すること。
 - ②この3条例の見直しに関すること。
 - ③前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、この条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長 に提言することができます。
- 4 委員会の組織および運営に関し、必要な事項は別に定めます。」

当然のことながら、推進委員会は、市民が主体性をもって運営されるべき性格のものと解するから、野洲市まちづくり基本条例推進委員会規則も、市民との協働のもと、その趣旨に合致するように抜本的に改める必要がある。

・市長発議事項が3つ出ているがもう少し身近な話題で住民投票をするような機会をつくって、関心 度を高めてはどうか。

- ・今まで身近なところで住民投票が行なわれているので、多くの人が関心があると思う。このように 住民投票の規定が存在していることが大事ではないか。
- ・市長発議を条例で規定するのは疑問。

- ・諮問がないと開かれないという委員会を、常設にするということであれば、市民オンブズマンの形なのか。行政に対する監視ということからすると、むしろ常設というよりは、そういう組織を市民活動としてやっていくべきものかなと思う。
- ・まちづくり基本条例そのものが市民の中で多くの人の議論を経て原案ができた。そのことは非常に重い と思う。

7. 文言の修正 ・義務というと強制になり、罰則規定も必要になってくる。まちづくりはそういうものではない。 第2章 第3条 第2項 ・条例の基本は市民がまちづくりに参加できる権利を保障するもの。 (現行) (変更後) ・ 差別を受けず → 差別する権利はなく ・ 尊重される権利 → 尊重される権利と義務を持ちます 第5章 第19条 (現行) (変更後) ・ 参加する権利 → 参加する権利と義務を持ちます 条文の概要で「権利」のみ記述されているところの、権利を「権利と義務」に訂正する。 <理由> 今、何故 殺伐とした世相を呈しているのか。 権利の主張はあっても、義務の意識が非常に希薄である。 自分の子だけ、自尊心という人権教育が優先して、相手の自尊心をどう受け入れるのか、の教育が 出来ていなかった故の課題から起きているのではないか。(小生の思い込み?) 相手を受け入れる環境・ルールとしての義務の意識の提案であります。 自分さえ良ければの意識が強すぎ、公共性・共生の意識が非常に弱い (具体例) ① 童子川の堰には、ナイロンの包装ごみが溢れ、アルミ缶が溢れている。 ② 路上に、車の灰皿の煙草の吸殻を捨てる。 ③ 相手の人格を認めない、差別がすごく簡単に起きる。 8. 条文の統合 ・第3章のみんなの役割という形でひとつの章立てをし、義務的な要素も含めてうたわれている。またそ <理由> ういった意味では2章(みんなが輝くまちづくり)と第3章(みんなの役割)を統合してしまうと混乱 第2章と第3章を統合した方が文面として、理解しやすいのではないか。統合する事によって、 をきたすのではないか。 市の行政と連動して考える事が出来る。 ・ 第4条第3項に第8条を移行 → 市民関連 ・ 第5条第2項に第11条を移行 → 地産地消関連 ・ 第6条第2項に第9条を移行 → やすまる関連 ・ 第7条第2項に第10条を移行 → 自治会&コミセン&公民館関連 9. 条文の追加 第12条2項 市政の予算遂行結果を受けて、その検収を行い課題発見に務めなければならない。